

檜原市保育所・幼稚園適正配置実施計画の概要

令和 5 年 3 月 30 日策定

1. 背景と目的

檜原市には、公立の保育所・幼稚園を一体化したこども園が 5 園、公立幼稚園が 10 園、合わせて 15 の園があります。こども園では、共働き世帯の増加や就労形態の変化により、入所希望者が増加し、定員を超える状況となっています。一方、公立幼稚園では園児数の減少が著しく、10 人に満たない園も出てきており、子どもの育ちに大切な集団が小規模化している状況となっています。

また、施設の老朽化も課題となっており、今後の維持補修や更新費用などを勘案すると、見直しを図らなければなりません。

そこで、既存施設からの転換や民間活力の導入も含めて、より充実した就学前の保育・教育施設を実現させていく必要があることから、令和 2 年 1 月 28 日に檜原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会に対し、就学前の保育・教育施設の計画的な再編整備について諮問しました。そして、6 回にわたり審議していただいた結果、令和 3 年 6 月 24 日に答申書が提出されました。

「檜原市保育所・幼稚園適正配置実施計画」は、答申書等の考え方を踏まえるとともに、公立幼稚園を希望する保護者ニーズも鑑みて、本市の未来を担っていく子どもたちにより良い保育・教育環境を提供することを目的に策定しました。

2. 適正配置の具体策

(1) 公立幼稚園の再編

公立幼稚園では、園児数の減少が著しく、子どもの育ちに大切な集団が小規模化しています。また、施設の老朽化も問題となっていることから、以下の考え方に基づき、公立幼稚園の再編を進めます。なお、閉園施設の跡地利用については、教育・保育目的や行政目的など、様々な活用方法を検討します。

<再編の考え方>

- ・複数クラス編制を行うため、各学年 1 学級の公立幼稚園を再編（統合、認定こども園化等）の対象とする。
- ・その際には、公立幼稚園を希望する保護者ニーズも鑑みて、市内を 5 つのエリアに区分し、エリア内で公立幼稚園（または幼稚園型認定こども園）を選択できることを前提とする。
- ・再編時期は、建物の更新時期を目途に実施する。

（２）過小規模園の対応

幼児期は、生活の中で自発的・主体的に生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などを身に付けていく時期とされており、学校教育法第23条第2号では、集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家庭や身近な人への信頼感を高め、自主、自立及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うことを目標として達成するように示されています。

このような中、子どもたちの育ちに極めて大切な集団を形成するため、以下のとおり通園区域を廃止して園児数の増加に努めます。それでも過小規模（各学年の園児数が14人以下）の状態が一定期間続いた公立幼稚園については、近隣の公立園で合同保育を実施します。

なお、合同保育の実施に当たっては、地域や保護者等への事前説明を十分に行います。

1. 通園区域の廃止（市内全域への拡大）

令和6年度から香久山幼稚園及び畝傍南幼稚園については、通園区域を廃止し、園区を市内全域に拡大することにより、集団保育が実現できるように園児数の増加に努めます。

2. 合同保育までの手順

基準日（毎年度5月1日）において、4歳児、5歳児の各学年の園児数がいずれも14人以下となり、その状態が2か年続いた場合は3年目から合同保育を実施し、園児の所属は過小規模園のまま、近隣の公立園において保育を行います。

（過小規模園の考え方）

本市の公立幼稚園における集団規模の下限については、人間関係の固定化を回避するとともに、遊びのグループ活動を堅実にこなせること、幼児期に培ってほしい内容（協同性・規範意識、向上心）等を踏まえ、5人程度の小グループを3つ以上作れる15人とします。

そのため、各学年ともに園児数が14人以下となる幼稚園は過小規模園と位置づけます。

必要な対応と今後の進め方

（１）園区制について

今後、再編により小学校区から公立幼稚園がなくなる園児については、他の園区で優先的に受け入れできるよう配慮します。また、必要に応じて、園区の見直しも検討します。

（２）通園支援について

再編に伴う通園支援については必要と考えています。具体的な通園手法、通園先、実施時期については、今後、保護者ニーズを勘案しながら進めます。